

## 川西市障がい者プラン 2023（中間見直し）（案）

## 計画の基本理念

（41・42ページ）

## みんなとつながる 安心と共生の社会の実現

新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が大きく変わり、障がいのある人は、より一層不安な日常を強いられています。ポストコロナの新しい生活様式に適應するためには、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合う、共生の社会の実現が一層重要となります。

地域共生社会の実現に向け、基本理念を「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」とし、4つの基本目標を柱に各施策を展開し、「何気ない日常に幸せを感じるまち」をめざしていきます。

## 計画の位置づけ及び期間

（4・6ページ）

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。関連する分野別計画との調和、整合を図りながら、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は基本指針により3年を1期として定めることとされているため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、計画全体の中間見直しを行いました。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
川西市障がい者プラン 2023（第7次障がい者計画）						第8次障がい者計画		
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

## 計画の展開

### 障がい者を取り巻く市の課題

(27～40ページ)

#### 共生社会の推進

差別や偏見の解消に向けた、理解を深めるための機会づくり  
一般市民の障がい福祉に関する講座情報の発信

#### 生活環境

コミュニケーション方法やその重要性の周知  
災害時に避難できない障がい者の支援体制の構築

#### 障がい者の雇用・就労

一般企業の就労の希望が高い障がいのある人への支援  
障がいのある人とともに働くことを肯定的に思うことができるような交流の機会の創出

#### 社会参加の促進、権利擁護

地域住民のつながりを醸成するための情報発信  
サービスや窓口の職員の理解やサポートの向上

#### 障害福祉サービス

障害福祉サービスの質の向上  
必要とする人が適切なサービスを受けるための情報提供

#### 障がい児への支援

就労や自立に関する支援・相談先の充足  
学校や教員の専門性や知識・理解の向上

#### 「親なき後」について

親なき後に対する具体的なサポートや施設がないことへの心配と、漠然とした不安を解消するための支援体制

## 計画の基本目標及び施策体系

### 基本目標 1 ともに支え合うことのできる地域づくり

(43～48ページ)

#### 1. 共生社会の推進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 地域における障がい者と住民との交流促進
- (3) 担い手の育成とネットワーク化

#### 2. 暮らしやすい生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 移動・交通対策の推進
- (3) 緊急通報体制の整備

#### 新規・拡充施策

##### 地域における移動手段の充実に向けた検討

障がい者の積極的な社会参加、外出支援のため、オンデマンドモビリティサービス実証実験を通じ、新しい移動手段を検討します。

##### 避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成

介護支援専門員や相談支援専門員及び自主防災組織等の協力を得て、個別支援計画を作成し、防災訓練を通じて計画を検証します。

### 基本目標 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

(49～56ページ)

#### 1. 就労支援体制の充実

- (1) 一般就労の促進
- (2) 福祉的就労の推進

#### 2. 社会参加の促進

- (1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援
- (2) 選挙権の行使に係る配慮
- (3) スポーツ・芸術文化活動の促進
- (4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

#### 3. 権利擁護の推進

#### 新規・拡充施策

##### 障がい者雇用・就労推進本部の運営

障がい者の一般就労、福祉就労及び庁内雇用に向けた施策を検討、実施します。

##### 企業と連携した障がい者の短時間就労促進

企業と連携を図り、短時間就労を含めた多様な形態の就労を促進します。

##### 手話言語条例の制定

手話や聴覚障がい者に対する理解を深めるため手話言語条例を制定します。

##### 遠隔手話通訳サービスの実施

手話通訳者の同行が困難な状況等に対応するため、遠隔手話通訳サービスを実施します。

##### 成年後見制度の普及・促進に向けた中核機関の設置

「成年後見支援センター“かけはし”」を中核機関として、利用促進を図ります。

### 基本目標 3 安心して暮らすためのサービスの充実

(57～67ページ)

#### 1. 相談支援体制と情報提供の仕組みの整備

- (1) 相談・情報提供の拠点の充実
- (2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備

#### 2. 生活支援施策の充実

- (1) 障害福祉サービス等の充実
- (2) 福祉用具の普及促進
- (3) 経済的支援策の推進
- (4) 居宅生活の支援

#### 3. 保健・医療サービスの充実

- (1) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実
- (2) 障がい者医療の充実
- (3) 精神保健対策の推進

#### 新規・拡充施策

##### 障がい者基幹相談支援センターの運営

専門的な相談支援や市内相談支援事業所のバックアップ、長期入院患者や施設入所者の地域移行、障がい者の就労支援などを実施します。

##### 総合的・重層的な支援体制の整備

分野ごとの支援システムではなく、総合的・重層的な支援体制を構築します。

##### 障がい者の親なき後の支援体制確保に向けた検討

身上保護、財産管理の支援体制など、親なき後を支える仕組みの構築を進めます。

##### 在宅障がい者等に対する安否確認等支援事業の実施

在宅障がい者等に対し、電話・訪問などで安否確認等支援事業を実施します。

##### 市立川西病院跡地での共生型サービスなどの整備に向けた検討

地域包括ケアシステムの拠点となる共生型サービス事業所等の整備を検討します。

### 基本目標 4 障がい児支援の充実

(68～73ページ)

#### 1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

- (1) 療育体制等の充実
- (2) 多様な教育機会の提供・交流教育の充実
- (3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

#### 新規・拡充施策

##### 障害児通所支援事業所等に向けた研修体制の構築

研修等を通じ、従事者や教職員等の資質の向上や障がい児への適切な支援を図ります。

##### (仮称) 阪神北地域新設特別支援学校整備に向けた支援

令和6年4月(予定)の開校に向けた支援を行います。

##### 医療的ケア児の受入に向けた体制整備

受入れに向けて、看護師等の配置や医療機関との連携など体制整備を行います。

##### 医療的ケア実施のための看護師配置

小・中学校への看護師等の配置拡充を進めます。

## 第6期障がい福祉計画

(74～112 ページ)

国の基本指針を踏まえつつ、実績並びに本市の実情を勘案し、成果目標を設定しました。

成果指標		目標値
施設入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活移行者数	7人
	施設入所者数の削減数	2人
地域生活支援拠点等有する機能の充実	地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数	年1回
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	*29人
	就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	*20人
	就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数	*3人
	就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数	*6人
	就労定着支援事業の利用者数	21人
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	1か所
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの整備箇所数	1か所
障害福祉サービスの質の向上	障害福祉サービス事業所等の実地指導結果の共有	年1回

\*障がい者の雇用・就労に向けた施策を推進していることから、国の指針を上回る基準を設定しています。

## 第2期障がい児福祉計画

(113～122 ページ)

国の基本指針を踏まえつつ、実績並びに本市の実情を勘案し、成果目標を設定しました。

成果指標		目標値
障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの設置箇所数	1か所
	保育所等訪問支援事業の実施	実施
重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の数	各1か所
	関係機関による連携・協議の場の設置	設置
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置

## 計画の推進体制

(124～126 ページ)

障がいのある人をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組みます。

また、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果指標の達成状況等について点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し施策に反映します。

